

# 委 任 状 (戸籍以外用)

平成 年 月 日

銚田市長あて

(私) 住所.....  
氏名.....(印)  
生年月日.....  
電話番号.....

は、

(代理人) 住所.....  
氏名.....  
生年月日.....  
本人との関係.....

に、

下記の事項を委任いたします。

## 記

(委任する事項)

.....

(委任しなければならない理由)

.....

- ※ 委任状は、委任する方が必ず自筆でご記入ください。
- ※ 代理人による訂正や加筆は認められません。作成後、誤りがないか充分にご確認ください。
- ※ この委任状と同様の内容が記載されていれば、他の形式の委任状（他の市区町村から提供された委任状用紙、便箋等にすべてを手書きしたもの等）でも差し支えありません。

<委任する事項の記載例>

1 住民票の申請および受領を委任する場合

- (1) 世帯全員のもの（住民票謄本）を（1通）申請する場合

「(氏名) ○○○○の世帯全員の住民票（住民票謄本）1通の申請および受領」

※本籍、筆頭者、続柄の記載が必要な場合は、その旨もご記入ください。

- (2) 世帯員のうち特定の方のもの（住民票抄本）を（1通）申請する場合

「(氏名) ○○○○の住民票1通（住民票抄本）の申請および受領」

※本籍、筆頭者、続柄の記載が必要な場合は、その旨もご記入ください。

- (3) 除票を（1通）申請する場合

「(氏名) ○○○○の除票1通の申請および受領」

※銚田市から転出された方、死亡した方等で異動の届出から5年以内のもの

2 転入、転出、転居の手続を委任する場合

- (1) 「(氏名) ○○○○の転入届」（←他の市区町村又は海外から銚田市への引越）

- (2) 「(氏名) ○○○○の転出届」（←銚田市から他の市区町村又は海外への引越）

- (3) 「(氏名) ○○○○の転居届」（←銚田市内での引越）

3 印鑑登録に関する手続を委任する場合

- (1) 「印鑑登録」をする場合

「(氏名) ○○○○の印鑑登録の申請」（←初めて印鑑登録をするとき）

- (2) 「印鑑登録証」（カード）を亡失した場合

「(氏名) ○○○○の印鑑登録証の亡失届」（←亡失届出時に改めて印鑑登録をしないとき）

「(氏名) ○○○○の印鑑登録証の亡失届および印鑑登録申請」（←改めて印鑑登録を求めるとき）

- (3) 「印鑑登録」を廃止する場合

「(氏名) ○○○○の印鑑登録の廃止」（←改めて印鑑登録をする必要がないとき）

「(氏名) ○○○○の印鑑登録証廃止申請、印鑑登録の申請」（←改印するとき）

※ 代理人による「印鑑登録の申請」の場合、ご本人あてに郵送で「照会回答書」をお送りいたしますので、必要事項をご記入の上、ご来庁いただかなければなりません（代理人による申請の場合「印鑑登録証」（カード）の即日交付はできません）。

なお、「印鑑登録証」（カード）の受け取りも代理人の方に依頼するときは、その旨の「委任状」を再度作成していただき、「照会回答書」、本人の健康保険証と併せて提出（健康保険証は提示）をお願いします。

※ 「印鑑登録証明書」の交付を受ける場合には、代理人の方に「印鑑登録証」（カード）を持参していただくことで委任を受けたものと見なします。したがって、この場合は、委任状は不要ですが、窓口での申請に際して「印鑑登録証」（カード）の持ち主の住所、氏名、生年月日をご記入いただく必要がありますので、これらの点をご確認の上お越しくください。

#### 4 その他の証明書等の申請および受領を委任する場合

「(氏名) ○○○○の△△△に関する証明書○通の申請及び受領」

##### 代理人となる方へ

1 窓口にお越しになるときは、委任状とともに、代理人ご本人の本人確認書類（免許証等）、代理人ご本人の印鑑をご持参ください。

※ 本人確認書類については、官公署が交付した写真付きの免許証等が提示できない場合は、健康保険証等を2点提示していただく必要があります。このような場合は、あらかじめ市民課にお問い合わせください。

2 委任により住民票コード入りの住民票を申請する場合は、ご本人（委任主）あて郵送交付となりますので、82円切手を貼付した返信用封筒をご用意ください。

※ 住民票コードは非常に重要な個人データですので、委任を受けた方でも公開はできません。

3 委任状に誤りや記入もれがあった場合、代理人による訂正や加筆は認められません。委任状に誤りや記入もれがないか、ご確認の上お越しくください。

4 銚田市へ転入手続の場合は、前住所地の「転出証明書」と転入後の住所情報が必要です。また、銚田市からの転出、銚田市内での転居の場合は、転出または転居の前後の住所情報が必要です。

代理人となる方は、これらの情報もご確認の上お越しくください。

5 代理人による謄抄本、証明書等の郵送請求は行わないでください。郵送請求を行う場合は、本人が請求するようお願いいたします。